

手書きで領収書を作成する場合は「軽減税率対象商品です」等のハンコを作っておくと時間短縮となり便利です。

レジスターを使用する場合は、レシート上に10%と8%を明示する必要がありますので、「レジの登録金額を税込にしておく」だけでは対応できません。もしも今現在でまだ異なる税率に対応可能なレジスターを購入していない方は急ぎレジメーカーや弊社担当者にご相談ください。

すべての商品が10%である方についてはレジスターの買い替えは必要ありません。しかし、令和5年からは「インボイス」という新制度が始まりますので、先を見越して今回購入しておくという選択肢もあります。

<補助金について>

軽減税率の導入に伴ってレジスターや券売機の購入、請求書発行システムの改修が必要となる場合補助金の申請が可能です。

8%売上と10%売上が混在する事業者はも...
10%売上みの事業者も対象です。

申請が通った場合は費用の3/4相当(1台あたり...
5万円まで)の補助を受けられます。

9月30日までにレジスター等の設置を済ませ申請する必要がありますので、検討中の方はお急ぎください。

<帳簿について>

軽減税率導入後は帳簿も少し複雑になります。

納付すべき消費税額を正確に計算するためには、「その取引が8%のものか10%のものなのか」を正確に知る必要があります。

ですので、各会社で帳簿を担当されている方には是非お願いしたいのが、「8%のものと10%のものは、同時に購入した場合でも帳簿上で2行に分けて記載する」ということです。

例えば某スーパーで「会議用のペットボトルのお



My ほっこりタイム

「もうええわ!」「ありがとうございました~」

漫才やコントの終わりの合図。

珠玉の漫才やコントは、短いながらも一つの作品である。

その作品の世界から一瞬で解き放たれる、「もうええわ!」で夢から覚めたように大きく息を吸い、

その直後の、「ありがとうございました~」でゆっくりと息を吐く。

その一瞬の間(ま)で、現実に戻されて、歓喜の気持ちで拍手を送る。

その一瞬が、なんとも言えず、いい気持ちになるのです。

これが、わたしのほっこりタイムです。



(岡崎 紀世)

茶 216円とお菓子 108円と紙コップ 110円を購入した。合計 434円だった」という場合。

今までだったら

- 某スーパー 434円
- と1行でまとめて記載していたと思います。

しかし、これからは

- 某スーパー 324円
- 某スーパー 110円

と2行に分けて記載していただく必要があります。

また、分けて記載いただいた帳簿の内どれが8%対象なのかが後から・他人でも判別できるように、8%の金額には「※」等の印をつけてください。「8%」や「⑧」といったマークでも結構です。何かひとつ、「うちではこうする」というマークを決めておいてください。

正

また、第一回でお伝えしましたが、10月中には「9

9月30日までにレジスター等の購入契約を完了する必要がありますので、検討中の方はお急ぎください。

8%・軽減8%・新10%の区分はとても大事ですので、旧8%に該当する場合は「購入日を注釈する」「(旧)と記載する」等、印をつけていただければと思います。もちろん弊社担当者も注意を払わせていただきますが、あとから請求書やレシートを見直していただくのは申し訳ありませんので事前に印付けをしていただければ幸いです。

<まとめ>

消費税改正について全三回に渡りお送りさせていただきました。一般論ですので自分の会社ではどうすればいいのだろうという疑問は尽きないかと思えます。

弊社担当にご質問いただければ皆様の事業に併せたご回答をさせていただきます。また、税務署主催の説明会も複数回予定されております。お気軽にお問い合わせください。

編集後記

3回にわたり、消費税増税、軽減税率のことをお伝えしてきました。助成金の申請やレジスターの購入は9月に入れば今まで以上に混雑する可能性があります。なるべく早い対応をよろしく願いいたします。(り)

秋の新☆岡会計コンペ開催のお知らせ

日時：令和元年10月17日(木)

集合：8時00分

スタート：8時35分

場所：泉佐野カントリークラブ

大阪湾コース

申込締切：令和元年10月10日(木)

令和最初の岡コンです。一緒に楽しみませんか。ご参加お待ちしております。

